【団体用】三原市立学校体育施設開放事業　利用に係る留意点

令 和 8 年 2 月
三原市教育委員会
教育振興課施設係

1　事業の概要

① 対象団体

対象団体は、以下のすべての要件を満たす団体です。

ア　市内に在住し、又は勤務している方で構成する団体

イ　文化、芸術、スポーツ又はレクリエーション関係団体

ウ　責任者の年齢が 18 歳以上の団体

【注】・ 他市町の団体を招待し、練習試合や大会等を行う場合は、学校体育施設開放事業の対象外となりますので、「行政財産(学校)使用許可願」の提出により、利用申請を行ってください。
(URL:https://www.city.mihara.hiroshima.jp/site/kyouiku/gyouseizaisan.html)

② 利用可能時間

ア　平日は 17 時 00 分から 21 時 00 分まで(屋内運動場・武道場は 21 時 30 分まで)

イ　土・日・祝日・その他休校日は 9 時 00 分から 21 時 00 分まで
(屋内運動場・武道場は 21 時 30 分まで)

③ 使用料

ア　**施設自体の使用料はかかりませんが、照明設備を使用する場合は照明使用料をいただきます。**

※利用可能な学校および照明使用料は、別紙「照明使用料一覧」を確認してください。

イ　照明使用料は、30 分(本郷地域の屋内施設は 4 時間)に満たない使用であっても、30 分(4 時間)の金額となります。

2　利用団体登録

① 学校体育施設開放事業の利用には予め団体登録が必要です。「三原市電子申請システム」を利用した電子申請により登録を行います。**(登録証の有効期間:令和 7 年 4 月から令和 10 年 3 月末)**

※次回更新は、令和 10 年4月です。

② 教育振興課の学校体育施設開放事業ホームページからアクセスし、三原市電子申請システムの利用者登録を行った後、利用団体登録申請を行ってください。
(URL:htpps://www.city.mihara.hiroshima.jp/site/kyouiku/108680.html)

③ 登録完了後、PDF ファイル形式の団体登録証を発行しますので、スマートフォン等に保存のうえ、使用してください。

④ 登録証の有効期間内に団体の代表者が変更となった場合は、改めて利用団体登録申請を行ってください。(登録番号に変更はありません。)また、児童・生徒のメンバーが年度ごとに変更となる場合は、メールで団体名簿の再提出をお願いします。

【注】・ 三原市電子申請システムにより、利用団体登録申請を行う際は、「**団体規約**」、「**団体名簿**」、「**年間活動(事業)計画**」を添付してください。

3 利用者登録

① 利用団体登録申請時にご入力いただいた利用者情報をもとに、教育振興課が「公共施設予約サービス」の利用者登録の手続きを行います。

② 教育振興課での手続きが完了後、利用団体登録申請時に記載のメールアドレス宛てに、利用者番号とパスワード設定用の URL が記載されたメールが、以下の宛先及び件名で送信されます。

ア 件名 【ひろしま・やまぐち公共施設予約サービス】利用者登録完了のお知らせ

イ 宛先 ひろしま・やまぐち公共施設予約サービス

③ メールを受信後、48 時間以内にメールに記載の確認コードを入力し、パスワードの設定をお願いします。

【注】・ 迷惑メールに分類される場合があります。

・ 48 時間を経過すると、パスワード設定用の URL が無効となりますので、URL を開くことができなくなった場合は、教育振興課施設係(TEL:0848-67-6231)まで連絡してください。

・ **メールに記載の利用者 ID と設定したパスワードは、公共施設予約サービスにより施設の利用予約をする際に毎回必要となります。メモをとる等、忘れることがないようご注意ください。**

4 施設利用予約

① 施設の利用予約は、「公共施設予約サービス」により行います。インターネットで「ひろしま・やまぐち公共施設予約サービス」と検索し、利用者IDと各自で設定したパスワードを入力のうえ、ログインし、希望の施設、利用日時を選択してください。

※照明設備使用の場合は、予約画面の「備品」から選択し、使用時間を入力してください。

② 利用予約は、先着申込及び抽選申込により、行うことができます。予約開始時間は**午前9時**からです。

ア 先着予約期間: 利用希望日の 90 日前から7日前まで

イ 抽選予約期間: 利用希望日の 120 日前から 91 日前まで

※同一施設に限り、複数利用日の一括予約が可能です。

※抽選申込に当選した場合は、利用者登録にもとづくメールアドレス宛に、公共施設予約サービスか

ら自動で当選の通知が行われます。

※落選した場合は、通知はありませんので、抽選日に当選の通知がない場合は、公共施設予約サービスへログインのうえ、当選結果を確認してください。

【注】・**利用は準備・片付けを含め、「予約した時間内」としてください。**

・利用見込みのない予約を防止するため、予約内容を団体側で修正・削除することはできません。**予約内容に誤りがある場合は、速やかに教育振興課施設係（TEL:0848-67-6231）へ連絡してください。**

・同日同時間帯に複数団体が予約を入れることはできません。合意のうえ、他団体と体育館を半面づつ等利用する場合は、予約する団体が利用目的（スポーツ種目等）の選択、合算した利用人数を記入のうえ、申請画面のメッセージ欄に「〈団体番号・団体名〉と半面づつ利用します。（照明使用の場合）照明使用料は〈予約した団体名〉が責任を持って支払います」と記載してください。

・三原市が委託した「三原市地域スポーツ活動推進事業」実施団体は、予約の際、メッセージ欄に認定団体である旨記入のうえ、利用日までに団体認定証を学校へ提示してください。また、「三原市地域スポーツ活動推進事業」実施団体は、照明使用料の納付が免除されます。

5 照明使用料の納付

① 照明設備を使用する場合は、以下の支払方法により、照明使用料を納付してください。

納付期限は、利用日の2日前です。

ア コンビニ決済

イ クレジットカード決済

ウ PayPay

エ 納付書払い（銀行窓口払い）

※納付書払い（現金窓口払い）希望の場合は、**教育振興課の窓口で納付書を交付**します。郵便局を除く、指定金融機関（市内銀行・信用金庫・農協等）で納付することができます。

② 現金払い（納付書払い）について、利用日の2日前が土・日・祝日の場合は、土・日・祝日の前の平日に納付をお願いします。

また、利用日が土・日で、教育振興課の窓口にて支払う場合は、木曜日の 17 時 15 分又は金曜日の 12 時までにお支払いいただきますよう、お願いいたします。

※納付が利用日の2日前になる等、納付日が利用日に近い場合は、メールにて納付書（控え）の写真の提出をお願いすることがあります。

【注】・納付期限までに照明使用料の納付がない場合、又は「現金払い」希望の場合で、納付期限までに納付が確認できない場合は、公共施設予約システムが自動で予約の取消を行いますので、納付期限までに必ずお支払いください。

・納付漏れがないよう、「納付書払い」以外の支払方法での納付にご協力ください。

6 施設利用に伴う暗証番号の発行

① スマートロック、スマートロック対応キーボックス設置施設（屋内運動場・武道場）

ア **暗証番号は、「公共施設予約システム」から団体登録申請時に記載のメールアドレス宛てに、自動で通知**されます。

イ 暗証番号は、利用日時ごとに発行され、**利用日時の 24 時間前**に通知されます。なお、利用日時の**15 分前**から通知の暗証番号を使用して、開錠を行うことができます。

ウ スマートロックの暗証番号は、通知メール又は「公共施設予約システム」の予約明細画面から確認することができます。

【注】・ 暗証番号は、利用開始時間の 15 分前から利用終了時間の5分後まで有効です。
- **納付期限までに照明使用料を納付していない場合、又は「現金払い」希望の場合で、納付期限までに納付が確認できない場合は、スマートロックの暗証番号が発行されませんので、ご注意ください。**
- 初めて利用する学校の場合は、スマートロック、スマートロック対応キーボックスが設置されている扉の場所と操作方法について、学校から説明を受けてください。

② ダイヤル式キーボックス設置施設（屋外運動場の照明操作盤）

ア 「公共施設予約システム」による予約完了後（照明設備使用の場合は、照明使用料の納付完了後）、**利用日の前日までに予約した学校へ行き、暗証番号を教えてもらってください。**

イ 暗証番号は共通です。毎回同じ暗証番号を使用して、開錠を行います。

【注】・ 初めて利用する学校の場合は、ダイヤル式キーボックスが設置されている扉の場所について、学校から説明を受けてください。

7 施設の利用

① スマートロック設置施設（屋内運動場・武道場）

利用開始日時に、公共施設予約システムから通知された暗証番号を扉のテンキーに入力し、開錠のうえ、利用してください。

※暗証番号は利用終了時間5分を過ぎると、使用できなくなります。施錠後、忘れ物回収のため暗証番号を再度入力しても、利用終了時間から5分経過している場合は、開錠することができませんので、ご注意ください。

② スマートロック対応キーボックス設置施設（一部の屋内運動場・武道場）

利用開始日時に、公共施設予約システムから通知された暗証番号をキーボックスのテンキーに入力し、キーボックスから鍵を取り出し、開錠してください。

※施錠後は、鍵をキーボックスに入れ、元の場所へ固定してください。

③ ダイヤル式キーボックス設置施設（屋外運動場）

利用開始日時に、学校から伝えられた暗証番号で、キーボックスから鍵を取り出し、開錠してください。

※施錠後は、鍵をキーボックスに入れ、元の場所へ固定してください。

※キーボックスの暗証番号を忘れた場合は、団体責任者が学校で団体登録証を提示のうえ、暗証番号を再度確認してください。

【注】・ 利用後は、フロア等を点検のうえ、確実に消灯・施錠してください。

・ **利用申請時間内での施錠を厳守してください。**各団体のスマートロックの施錠状況は教育振興課施設係で定期的に確認しています。申請された利用時間と施錠記録が乖離している場合は、聞き取り等調査を行います。

※調査の結果、超過分の照明使用料の徴収や団体登録を抹消する場合があります。

・ 屋内体育施設利用中はボール等による設備（壁・窓ガラス・時計や音響設備等）損傷を防ぐため、必ず防球ネットを張ってください。バレーボール等のネット支柱の設置は、フロアや床金具を痛める恐れがあるため慎重に行ってください。

・ 設備を損傷した場合は、直ちに学校又は教育振興課施設係（TEL:0848-67-6231）まで報告してください。（団体に過失があると認められる場合は、修繕費用を請求させていただきます。）

・ 施設の利用にあたり、教育振興課施設係又は学校が、許可書の提示をお願いする場合がありますので、利用許可書を「公共施設予約システム」からダウンロードのうえ、携帯してください。

8 利用キャンセル

① 照明使用料を納付前の場合で、利用予約をしていたが、その後予定の変更等により、利用をキャンセルする場合は、その旨を速やかに教育振興課施設係（TEL:0848-67-6231）までご連絡ください。

※照明使用料を納付済みの場合、還付又は次回の利用分に振り替えることはできません。

② 利用予約後、以下の理由により、予約をキャンセルさせていただく場合があります。

ア 公用利用や学校行事で利用する必要が生じたとき。

イ 災害発生により避難所を開設する必要が生じたとき。

ウ 施設を修繕する必要が生じたとき。

※照明使用料を納付済みの場合は、「9 照明使用料の還付・振替」の②をご確認ください。

9 照明使用料の還付・振替

① 還付・振替ができない場合

利用当日にメンバーが集まらない場合や、スマートロックやキーボックスの暗証番号を忘れた等、**団体都合により利用中止する場合は、**納付した照明使用料の返還や次回の利用に振り替えることはできません。照明使用料の納付が必要です。

② 還付・振替ができる場合

利用予約後、以下の理由により利用を中止した場合は、中止した日の照明使用料を次回以降に振り

替えることができます。

ア　施設の不具合（スマートロックの故障等により当日開錠できなかった場合を含む）が生じたとき。

イ　公用利用や学校行事で利用する必要が生じたとき。

ウ　災害発生により避難所を開設する必要が生じたとき。

エ　雨天等の悪天候のとき（屋外運動場に限る）。

オ　利用施設の所在地域に、気象庁から警報（大雨警報、洪水警報等）が発表、市から避難情報が発令されたとき。

エ　施設を修繕する必要が生じたとき。

【注】・屋外運動場（グラウンド）の利用で、雨天により、団体の判断で利用を中止した場合は、照明使用料の振替を認めています。

・**上記ア～エの理由により、利用を中止した場合は、利用日の翌営業日に、教育振興課施設係（TEL:0848-67-6231）へ利用中止した旨をご連絡ください。**

・施設の不具合が生じた場合は、平日閉庁時間（17時15分から翌朝8時30分まで）及び閉庁日（休日等）は、守衛室（TEL：0848-64-2111）へ、開庁時間は教育振興課施設係（TEL:0848-67-6231）へご連絡ください。

【問い合わせ先】
三原市教育委員会　教育振興課　施設係
電話：0848-67-6231